

富山医療生活協同組合奨学金貸付金規程

(目的)

第1条 富山医療生活協同組合（富山医療生協）は、「いつでも、どこでも、誰でもが安心して受けられるよい医療」を実現するために、これを担う医師・看護師などの医療技術者などを養成することを目的に、奨学金を貸し付けて経済的援助をおこなう「富山医療生協奨学金貸付金規程」を定めます。

(奨学生の対象)

第2条 この規定における奨学生とは、卒業後、富山医療生協に常勤職員として勤務する決意をした学生で、奨学金の貸付を希望する学生とします。尚、常勤採用にあたっては、富山医療生協の採用試験を受け合格しなければならない。

2. 奨学生は、富山医療生協の事業所が加盟している「富山県民主医療機関連合会」（富山民医連）の奨学生としても位置づけ、富山民医連と連携して援助を行います。

(奨学生の任務)

第3条 奨学生は、地域住民・組合員から期待される医療従事者となるよう誇りをもって、勉学に励まなければなりません。具体的には、①富山民医連の奨学生会議や企画に参加、②富山医療生協や富山民医連事業所での実習、③年1回以上の近況報告や面談などを行います。

(奨学生の卒業後の進路)

第4条 医学生は、卒業後2年間の臨床研修終了の後、原則として富山医療生協に常勤職員として勤務するものとします。その他の学生は、卒業後、原則として直ちに富山医療生協に常勤職員として勤務するものとします。但し、諸般の事情により、富山医療生協へ就職できない場合には、本人の希望を尊重して協議のうえ進路を決定します。

(貸付金の申請・承認)

第 5 条 富山医療生協の奨学金を希望するものは、本規定を承認し、所定の申し込みを行い、富山医療生協の常務理事会で審査のうえ、理事会で承認するものとします。

(貸付金の基準)

第 6 条 奨学生として承認されたものに貸付される貸付金は次のとおりです。

① 医学生、1～4 年は月額 7 万円、5 年・6 年は月額 10 万円とします。

薬学生 1～4 年は月額 5 万円、5 年・6 年は月額 7 万円とします

② その他 月額 5 万円とします。

③ 無利息とする

(手続き方法・貸付方法)

第 7 条 奨学生貸付金の申請書類は、次のとおりとします。

① 所定の申請書及び誓約書（連帯保証人 2 名。連帯保証人同士は、生計の異なる者とする）ならびに決意書

② 本人の履歴書及び在学証明書

③ その他富山医療生協理事会が必要と認めたもの

④ 前記①②③の規定に拘わらず特別な事情がある場合は理事会において別途協議します。

2. 以上の書類提出後、面接を行い、富山医療生協理事会の承認のもと、決定します。決定は、本人に文書で通知します。

3. 貸与期日は、毎月 10 日とします。貸付方法は、富山医療生協本部に本人が受領にくることを原則とします。遠隔地の場合は、振込みとします。

4. 申請事由及び内容、住所の移動があった場合は、1ヶ月以内にその旨を富山医療生協本部に届出しなければなりません。
5. 奨学金貸付について、年度ごとに貸付人員数枠を設定することにより、予算化して運用していくことにします。

(連帯保証人について)

第8条 連帯保証人とは、奨学生に金銭の返済が生じた場合はこれを保証する者をいいます。

(貸付金の返済免除について)

第9条 貸付金を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、貸付金の返済を、全部または一部を免除します。

1. 資格取得後（医学生は2年間の初期臨床研修終了後）の富山医療生協に常勤として勤務した者について、在職期間が、貸付を受けた期間に達したとき(1年単位で返済免除処理します)
2. 在学期間中に死亡したとき
3. 在学期間中に死亡または業務に起因する心身の障害のため退職したとき
4. 資格取得後の在職期間が貸付金を受けた期間に満たずに退職した者で、特段の事情があると理事会が承認した場合は、次の基準によるものとします。

$$\text{貸付金総額} \div \text{貸付金を受けた期間} \times (\text{貸付金を受けた期間} - \text{在職期間}) = \text{返済額}$$

なお、引き続き進学した者については、その就学期間は返済を猶予する事ができます。

(貸付金の中止及び取り消しについて)

第10条 貸付金を受けている者が、次の各号の一に該当したときは、貸付金の支給を中止または取り消すことがあります。

1. 休学、停学、留年及び退学したとき
2. 死亡したとき
3. 貸付金の辞退を申し出たとき
4. 卒業の見込みがないと認められたとき
5. 当法人に相応しくないと判断されたとき
6. その他、貸付金の目的を達成することができなくなったとき

(貸付金の返済について)

第 11 条 貸付金を受けている者が、前条の各号の一に該当したときは、貸付金の全額を直ちに返済しなければなりません。

(返済の延滞利息について)

第 12 条 正当な理由なく貸付金を返済期日までに返済しなかったときは、返済期日の翌日から返済を完了した日までの日数に応じ、延滞利息（法定利息）を徴収します。

(規程の改定)

第 13 条 この規程の改定は、富山医療生協理事会で行います。

附則

1. この規程は、2005 年 7 月 30 日富山医療生協第 3 回理事会で決定し、同年 8 月より発効するものとします。
2. 2009 年 1 月 31 日 薬剤師奨学金改定
3. 2010 年 4 月 1 日 第 6 条 奨学金額改定

4. 2013年1月26日 第6条 医学生奨学金額改定
5. 2019年6月1日 第7条以下改定
6. 2021年1月30日 名称及び第1条以下改定